

「市町村における児童家庭相談体制の整備」に関する論点（案）

1. 必要な職員体制の確保、専門性の向上

- (1) 必要な職員体制の確保
 - ・相談窓口
 - ・相談窓口における担当職員
 - ・外部人材の活用
- (2) 専門性の向上
 - ・採用（職種・資格）
 - ・研修
 - ・人事ローテーション
- (3) 相談体制
 - ・受理会議、ケース検討会議などの会議の開催
 - ・マニュアル等の作成
- (4) 都道府県の支援

2. ネットワーク（要保護児童対策地域協議会）による取組

3. 福祉事務所（家庭児童相談室）、児童家庭支援センターとの関係

- ・福祉事務所（家庭児童相談室）との関係
- ・児童家庭支援センターの役割、今後のあり方

4. 子育て支援サービスの活用による総合的支援の実施

- ・深刻な相談を増やさないための予防的な観点
- ・保健センター、家庭児童相談室、教育委員会など関係機関が数多くある中で、中核的な相談機関へのつなぎ方・情報共有をどうするかといった観点

5. 政令市の扱い

6. その他